平成２３年（フ）第４５５９号
大阪市中央区玉造１丁目６番26号　203
破産者　下脇　香織
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８８号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目２番38号　サンライフ久宝寺314号
破産者　松田　恒二
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２５号
兵庫県西宮市生瀬高台７番11号
破産者　大河　町子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２８号
大阪市生野区巽南３丁目４番36号　ミクニプラザ503
破産者　大山　弘美
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４１号
大阪市東淀川区小松３－５－21　メゾン小松242号室、開始決定時住所大阪市東淀川区東中島２－３－４－805
破産者　黒田　巴哉
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２３号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ９－310号、事業所所在地大阪市西区西本町２－５－28　富士工業西本町ビル401
破産者　スタジオファイブこと　勢井　正一
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７９号
大阪府枚方市中宮西之町14番33号、前住所大阪府枚方市宮之阪２丁目９番28号
破産者　林　　武
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０３号
大阪市東淀川区豊新３丁目10番12号　ハイムディローゼⅢ301号
破産者　八頭司良二
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目20番９号　サンライズ202号宮原方、開始決定時の住所大阪府松原市田井城２丁目２番２－407号
破産者　早田オートこと　早田　正徳
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
福岡市博多区冷泉町１番３－512号
破産者　杉本　達也
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
堺市堺区賑町４－３－17　レオパレス賑210号、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町1139番地の３
破産者　小南　信幸
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
大阪府高石市取石３丁目14番101号
破産者　金成　　徹
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０３号
大阪府富田林市谷川町３番４－203号
破産者　松田　悦二
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５７号
大阪府藤井寺市古室３丁目４番34号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市はびきの３丁目10番19号
破産者　橋口　隆子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７８号
大阪府松原市西大塚１丁目４番38号、前住所大阪府松原市阿保４丁目４番30－106号
破産者　上田　　薫
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８１号
堺市西区浜寺石津町西１丁３番21－405号
破産者　橋本　芳朗
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０３号
大阪府富田林市若松町東２丁目６番24号102、前住所大阪府大阪狭山市東池尻３丁目981番地の１　106
破産者　後藤　岳志
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番18－301号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬926番地の10
破産者　藤田　　**隆**
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部